**平成２４年（フ）第５２３号**
埼玉県川越市大字的場2747番地　的場団地Ｋ５―202号室
債務者　柴田　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第５８５号**
埼玉県坂戸市溝端町11番地40
債務者　西村　正幸
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第６３１号**
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目８番12号
債務者　川勝　久江
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第３２５号**
埼玉県行田市持田１丁目１番７号　プロローグ301
債務者　吉田　朋年
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第３２７号**
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3081番地52
債務者　新條　美雪
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日までさいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２４年（フ）第５２６号**
熊本市北区清水新地３丁目５番53号
債務者　近藤　君代
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１１号**
札幌市白石区南郷通８丁目南３番26―407号、申立時の住所札幌市中央区南16条西５丁目３番10―307号
債務者　三笠久美子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６５２号**
札幌市豊平区西岡４条11丁目12番11号　鈴木コーポＡ号
債務者　上田　建夫
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１７５１号**
札幌市手稲区明日風３丁目11番45号
債務者　寺下　　忍（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８１１号**
札幌市手稲区新発寒７条４丁目１番18号
債務者　油谷　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８５３号**
札幌市東区伏古１条３丁目１番22号
債務者　鷹巣　智博
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９０１号**
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地２コーポ由似２階５号
債務者　大渕　純子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９３９号**
札幌市南区澄川４条６丁目２番５号　シャルム澄川Ａ１号
債務者　山本　　勇
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９４６号**
札幌市北区北33条西２丁目２番11―206号
債務者　小林　真美
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９９８号**
札幌市清田区里塚２条１丁目８番７―202号
債務者　金子　翔太
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２００４号**
札幌市東区北14条東14丁目２番１―401号
債務者　伊藤　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０１６号**
札幌市北区篠路７条４丁目４番12号
債務者　川村トシ子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０４６号**
札幌市東区本町２条８丁目４番10号　リッチライフ201号
債務者　小山真由美（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで札幌地方裁判所民事第４部